

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

[法第123条]

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 防疫対策

市は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、福祉保健対策部は県と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

【防疫活動】

防疫活動は、次のとおりとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生のおそれのある場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第27条の規定により消毒を実施する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第28条の規定により、区域を指定し、消毒を実施する。

ウ 物件及び建物に係る措置

感染症法第29条及び第32条の規定により、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じる。

エ 検病調査及び健康診断

避難所等において、検病調査を実施し、その結果に基づき健康診断を実施する。

(2) 保健衛生対策

市は、避難住民等の健康維持及び避難先地域の衛生状態保持のため、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

ア 市は、市医師会、県（保健所）等と連携し、保健師による健康相談（被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理）を行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の心身双方の健康状況には特段の配慮を行う。

また、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配等を、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

イ 避難住民に対し、台所、便所等の衛生的管理及び消毒手洗いの励行等を指導する。

ウ 塵芥、汚泥等を積み換え所及び分別所を経て埋め立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期すものとする。

エ 被災者の健康状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

オ 必要に応じて、国民保護措置従事者の健康診断を実施する。

(3) 飲料水食料衛生対策

ア 飲料水衛生確保対策

(ア) 市は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(イ) 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

(ウ) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

イ 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(ア) 食中毒や感染症の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

(イ) 被災地、避難所等での飲食物による食中毒等を防止するため、必要に応じ、食品衛生監視等を実施する。

(4) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(5) 感染症患者発生等への対応

市は、次の措置を講ずる。

ア 感染症発生状況の早期把握

被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。

イ 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により感染症指定医療機関等に移送する。

ウ 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、消毒の指導、感染経路の遮断等、感染拡大防止の措置を行う。

エ 予防接種

インフルエンザ等の感染症がまん延するおそれがある場合は、県と協議の上、予防接種法に基づき臨時の予防接種を実施する。

また、被災地及び避難所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施については、関係自治体に協力を要請する。

2 廃棄物の処理

[法第 124 条]

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市は、前アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

市教育委員会は、文化庁長官が行う所有者等に対する命令・勧告を県教育委員会が告知する場合、これを伝達する。

また、所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、速やかに、その旨を県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

市教育委員会は、文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

市教育委員会は、県の重要文化財等に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために、所有者等に対し、必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財の取扱いについて

市教育委員会は、市指定文化財（市有形文化財、市民俗文化財又は記念物をいう。）が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関し、必要な指示又は助言をする。